



# 第78回 定時株主総会招集ご通知

**日時** 平成25年6月27日(木曜日) 午前10時30分

**場所** アイダエンジニアリング株式会社 本社会議室

## 目次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 大規模買付行為への対応方針承認の件	
<b>添付書類</b>	
■ 事業報告	21
■ 連結貸借対照表	33
■ 連結損益計算書	33
■ 連結株主資本等変動計算書	34
■ 貸借対照表	35
■ 損益計算書	35
■ 株主資本等変動計算書	36
■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	37
■ 会計監査人の監査報告書	38
■ 監査役会の監査報告書	39
<b>(ご参考)</b>	
■ 事業トピックス	40
■ 株主メモ	42

株主各位

証券コード 6118

平成25年6月5日

神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

**アイダエンジニアリング株式会社**

代表取締役社長 **会田 仁一**

## 第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、平成25年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日） 午前10時30分

2. 場 所 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

当社 本社会議室

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、ご来場ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第78期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第78期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件          |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件         |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件         |
| 第4号議案 | 大規模買付行為への対応方針承認の件 |

以 上

#### （ご案内）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aida.co.jp>）に修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aida.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

## 議案および参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益向上を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化、企業品質の向上およびグローバルな事業展開により、企業価値の向上と1株当たり利益の継続的な増加に努めております。

利益配分に関しては、経営基盤の安定性および将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、連結株主資本配当率（D/E）も考慮して安定的な配当の継続を重視するとともに、各連結会計年度の連結業績に連動して、連結配当性向30%を目処に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、生産性向上・品質向上のための設備投資およびグローバル事業の強化等に活用していく所存であります。

当期の配当金につきましては、1株につき普通配当19円とさせていただきますと存じます。

## 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金19円  
総額 1,221,825,970円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成25年6月28日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役会田仁一、中西直義、武井栄二、八木 隆、金村貞行、片岡博道、山崎 猛、大磯公男の8氏が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 重要な地位兼 担当のおよび 状況	所有する 当社の株式数
1	会田仁一 (昭和26年12月13日生)	昭和51年12月 当社入社 昭和57年6月 取締役 平成元年9月 代表取締役(現職) 平成4年4月 取締役社長(現職) 平成13年4月 最高経営責任者(CEO)(現職) 平成23年10月 開発本部長(現職)  <重要な兼職の状況> アイダアメリカ CORP. 会長 アイダ S.r.l. 会長	1,440,986株
2	中西直義 (昭和26年6月3日生)	昭和45年3月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成12年5月 常務取締役 平成13年6月 取締役(現職) 平成22年1月 生産本部長 平成22年6月 事業執行責任者(COO)(現職) 平成23年10月 副社長執行役員(現職) 平成25年1月 営業・サービス本部長(現職)  <重要な兼職の状況> アイダエンジニアリング(M) SDN.BHD.会長 会田鍛圧机床有限公司董事長	115,567株
3	八木 隆 (昭和29年2月27日生)	昭和52年3月 当社入社 平成15年10月 高速精密事業部長 平成16年2月 執行役員 平成20年6月 取締役(現職) 平成23年12月 営業・サービス本部副本部長 平成24年6月 常務執行役員(現職)  <重要な兼職の状況> アイダホンコンLTD.社長 (社)日本鍛圧機械工業会会長	54,419株
4	金村貞行 (昭和30年5月30日生)	昭和63年7月 当社入社 平成21年2月 サービス事業本部長 平成21年6月 執行役員 平成23年6月 取締役(現職) 平成24年6月 常務執行役員(現職) 平成25年1月 営業・サービス本部副本部長(現職)	7,800株
5	片岡博道 (昭和33年9月18日生)	昭和56年5月 当社入社 平成18年3月 汎用機プラント事業部長 平成18年10月 執行役員 平成23年6月 取締役(現職) 平成23年10月 管理本部長 平成23年10月 財務執行責任者(CFO)(現職) 平成24年6月 常務執行役員(現職) 平成25年1月 営業・サービス本部副本部長(現職)	19,357株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 地 位、 兼 担 当 の お よ び 状 況	所有する 当社の株式数
6	※ヤップテックメン (昭和37年9月4日生)	平成8年6月 アイダマニュファクチャリング (マレーシア) SDN.BHD. (現アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.) 入社 平成19年11月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務執行役員 (現職)  <重要な兼職の状況> アイダグレイターアジアPTE. LTD. 会長兼社長 アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD. 社長 アイダホンコンLTD. 会長 会田工程技術有限公司董事長兼総経理	0株
7	※増田 健 (昭和35年10月14日生)	平成3年2月 当社入社 平成22年6月 管理部長 (現職) 平成24年6月 執行役員 (現職)	3,701株
8	やま ぎさ けいすけ 山崎 猛 (昭和14年3月16日生)	平成元年6月 (株) 富士銀行取締役 平成13年6月 当社監査役 平成17年6月 当社常勤監査役 平成22年6月 当社取締役 (現職)	22,046株
9	おお いた けいすけ 大磯 公男 (昭和21年10月8日生)	平成12年7月 第一生命保険 (相) (現第一生命保険 (株)) 監査役 平成19年7月 同社代表取締役専務執行役員 平成20年6月 当社監査役 平成24年6月 当社取締役 (現職)  <重要な兼職の状況> 公益財団法人心臓血管研究所理事長	769株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. ※印は新任候補者であります。  
3. 各候補者の所有する当社の株式数は、持株会での持分を合算して表示しております。  
4. 山崎 猛氏および大磯公男氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。  
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①社外取締役候補者の選任理由について  
山崎 猛氏は、都市銀行の元役員としての幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
大磯公男氏は、生命保険会社の元役員としての幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、両氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として届け出ております。
- ②社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
山崎 猛氏の社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって3年、大磯公男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- ③社外取締役との責任限定契約について  
山崎 猛氏および大磯公男氏とは定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。両氏の取締役選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役増岡由弘氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出にあたりましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
巻之内 茂 (昭和24年6月30日生)	昭和54年4月 弁護士(現職) 〈重要な兼職の状況〉 巻之内・上石法律事務所所長(現職)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 巻之内茂氏は新任候補者であります。  
3. 巻之内茂氏は会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。  
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。  
①社外監査役候補者の選任理由について  
巻之内茂氏は、過去において会社経営に直接関与しておりませんが、弁護士としての幅広い見識を当社の監査体制に活かして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届出を行う予定であります。  
②社外監査役候補者との責任限定契約について  
巻之内茂氏の監査役選任が承認された場合、当社は同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 大規模買付行為への対応方針承認の件

当社は、平成19年5月28日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第127条（現同第118条第3号）に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます）を決定するとともに、当社株式等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「平成19年対応方針」といいます）を採用することを決定し、同年6月28日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。その後、平成22年5月13日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針を維持することを決定するとともに、平成19年対応方針を一部改訂のうえ、当社株式等の大規模な買付行為への対応方針（以下「平成22年対応方針」といいます）として継続することを決定し、同年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

平成22年対応方針については、その有効期限が平成25年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとされていることから、当社は、情勢の変化、法令等の改正その他の状況を踏まえ、当社株主全体の利益の確保・向上のための取組みとして平成22年対応方針の在り方について更なる検討を行ってまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成25年5月14日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針を維持することを決定するとともに、平成25年6月27日に開催される予定の当社定時株主総会における株主の皆様の承認を停止条件として、当社株式等の大規模な買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます）として継続することを決定しておりますが、これにつきまして株主の皆様に承認をお願いしたいと存じます。

なお、本対応方針への継続に当たり、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの変更（下記Ⅱ）及び一部語句の修正・整理等を行っておりますが、平成22年対応方針の内容を実質的に変更している箇所はございません。

平成25年6月27日に開催される予定の当社定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、本対応方針はかかる承認があった日より発効することとし、有効期限は平成28年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。

本対応方針は、上記当社取締役会において出席取締役の全員一致により承認されており、また当社監査役3名（全て社外監査役）全員が、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成しております。

なお、本日現在、当社株式等の大規模な買付行為に関する具体的提案はなされてございません。

## 記

### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（詳細につきましては、下記Ⅲ 3. (1) の（注4）をご参照ください）と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）

### II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記Ⅲに記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

当社グループはこの企業理念を具現化するために、成形システムを活用する顧客のニーズにきめ細かく対応する技術開発・商品開発に注力しております。また当社グループが保有する財産を効率よく活用するため、国内外に子会社等を適宜配置して連結収益の増大を

重視した企業活動を展開することにより、企業価値・株主価値の向上を目指しております。特に、北米（米国）、欧州（イタリア）、アジア（マレーシア、中国）の海外主要市場にも生産拠点を設けてグローバル規模で販売・生産・サービス活動を積極的に行い、国内外の顧客に対して、安全で質の高い商品・サービスを適宜提供できる体制を敷いており、中長期的に成形システム分野で「トップランナー」となることを経営戦略の柱としております。

平成23年度より開始した中期経営基本計画においては、以下のスローガンを掲げております。

『「成形システムビルダとしての革新」と『グローバル企業としての持続的成長』をバランスよく実現し、社会から信頼される企業グループとして発展する』

このスローガンを実現するため、以下の重点施策を実行しております。

#### 1. 顧客の創造

- ・成長市場への傾注
- ・新機軸商品への拡充

#### 2. 付加価値の拡大

- ・強い商品、高収益事業への傾注
- ・生産性の向上

これらの取組みとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の向上を目指しています。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

### Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）が行われる場合には、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針を定めております。（本Ⅲ記載の当社株券等の大規模買付行為への対応方針を、以下「本対応方針」といいます）

注1：「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます）、又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条

の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。

注2:「議決権割合」とは、(i)特定株主グループが注1の(i)の記載に該当する場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします)も計算上考慮されるものとし)と②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとし)を、又は(ii)特定株主グループが注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計、をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとし、

注3:「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## 1. 大規模買付ルールの必要性

上記1記載のとおり、当社としましては、大規模買付行為に際しては、大規模買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

なお、当社には、平成25年3月31日現在で7,320名の株主がおり、そのほとんどが個人株主の方々であります。当社は、独立系の企業であることから特定の大株主はおりません。平成25年3月31日現在の大株主の状況は別紙1に記載のとおりです。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な当該大規模買付行為に関す

る情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただいたうえ、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会による検討、評価及び意見形成のために必要な範囲で追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。但し、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含みます）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含み、特に、当社株式の一部のみの買付けの場合には、買付予定株式数の上限設定についての考え方やその後の資本構成の変更についての予定を含みます）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ④ 大規模買付行為完了後に意図又は想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針（事業計画（既存事業の再編計画、新規事業計画、設備投資計画を含みます）、財務計画、資本政策、配当政策、労務政策、資産活用策等、その経営方針を具体的に実現するための施策に加え、大規模買付者自身の事業と当社及び当社グループの事業との統合・連携や、大規模買付者と当社及び当社グループとの間の利益相反を回避するための具体的な措置についての考え方を含みます。以下「買付後経営方針等」といいます）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係に関する方針
- ⑥ 大規模買付者が当社の事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、大規模買付行為の提案があった事実は、当該提案があった時点で速やかに開示し、また当社取締役会に提供された本必要情報についても、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にはのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、

当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、本対応方針の採用とは別に、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（注4）と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、特別委員会の勧告を尊重した上で、後記（2）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合と同様に、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。

注4：「濫用目的によるもの又は不適切なもの」とは、例えば、大規模買付者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、⑤最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）、などを想定しています。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙2記載のとおりですが、実際

に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。また、新株予約権の無償割当等に関しては、特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。なお、当社は、新株予約権証券の発行について発行登録（平成24年6月29日提出）を行っておりますが、当該発行登録の有効期限が平成25年7月6日となっているため、また新たに新株予約権証券の発行について発行登録を行う予定です。

### （3）特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会運営規則（その概要については別紙3をご参照ください）に従い、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注5）の中から選任します。なお、特別委員会の委員の氏名・略歴は別紙4に記載のとおりです。

本対応方針においては、上記Ⅲ3.（1）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、上記Ⅲ3.（2）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、対抗措置をとる場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を満たしておりますが、上記Ⅲ3.（1）記載のとおり当社株主の皆様の利益を守るために例外的に対抗措置をとる場合及び上記Ⅲ3.（2）記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

### （4）対抗措置の発動の中止等について

上記Ⅲ3.（1）記載の例外的対抗措置をとること、又は上記Ⅲ3.（2）記載のとおりの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を尊重したうえで、対抗措置の発動の中止又は変更を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、対抗措置の発動を中止するときは、①当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止し、②新株予約権の無償割当後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当該新株予約権を無償取得します。

## 4. 株主・投資家に与える影響等

### （1）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断を

することが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記Ⅲ 3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することとする場合もあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、上記Ⅲ 3. (4)に基づいて当社取締役会が対抗措置としての新株予約権の発行の中止または当該新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたり株式の価値の希釈化は最終的に生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### 5. 本対応方針の有効期限、継続及び変更・廃止

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様への承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成28年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。但し、上記平成28年6月に開催される予定の当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合、上記有効期限は同様に更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の継続が決定した場合であっても、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、関係法令の整備等や東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ本対応方針の随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更又は廃止を行うことがあります。その場合には、その内容を速やかにお知らせします。

### Ⅳ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

#### 1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に

与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

## 2. 本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記 I 記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

## 3. 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以上

### 当社の大株主の状況

平成25年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
第一生命保険株式会社	4,000	6.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,967	6.17
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	3,396	5.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,994	4.66
日本生命保険相互会社	2,980	4.63
明治安田生命保険相互会社	2,516	3.91
株式会社みずほコーポレート銀行	2,179	3.39
会田 仁一	1,433	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,397	2.17
東京海上日動火災保険株式会社	1,104	1.72

- (注) 1. 上記のほか自己株式が14,840千株あります。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (64,306,630株) を基準に算出しております。  
 3. 資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) は、株式給付信託 (J-ESOP) における当社株式の再信託先です。

### 新株予約権の無償割当を行う場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
当社取締役会において別途定めるものとする。  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。
7. 新株予約権の行使期間、取得条項及び取得条件等  
新株予約権の行使期間、取得条項及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。  
なお、取得条項及び取得条件を設け、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないものとする。また、当社は、新株予約権の効力発生日から、行使期間の開始日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

### 特別委員会運営規則の概要

1. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は取締役若しくは執行役として実績・経験を有する社外にある者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
2. 特別委員会委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される取締役会の終了時に満了する。但し、当該取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。
3. 特別委員会は、当社代表取締役社長（代表取締役社長に事故あるときは、取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる）又は各特別委員会委員が招集する。
4. 特別委員会の議長は、特別委員会委員の互選によって選出される特別委員会委員長がこれを務めるものとし、特別委員会委員長に事故あるときは他の委員がこれを務める。
5. 特別委員会の決議は、特別利害関係者を除く全ての特別委員会委員が出席し、その過半数をもって行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。
6. 特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて当社取締役会に勧告を行う。なお、当社取締役会は、以下の（1）及び（2）のそれぞれの場合について、各号記載の事項を特別委員会に対して諮問しなければならない。
  - （1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことを理由として対抗措置の実施を決定する場合
    - ①当該買付者による買付行為が大規模買付行為に該当するか否か
    - ②当社が大規模買付ルールを適正に運用したか否か
    - ③大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
    - ④当該対抗措置の必要性及び相当性並びに実施の是非
  - （2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であって、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるものであることを理由として例外的に対抗措置の実施を決定する場合
    - ①当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるか否か
    - ②当該対抗措置の必要性及び相当性並びに実施の是非
7. 特別委員会は、上記6. の審議・決議を行うに際して、必要な範囲で、当社の費用をもって以下の（1）乃至（3）記載の各行為を行うことができる。

- 
- (1) 当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること。
  - (2) 当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に対し、特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること。
  - (3) その他当社取締役会が認めた行為。

特別委員会の委員の氏名及び略歴

小松 弘忠 (こまつ ひろただ)

昭和15年生

平成6年6月 本田技研工業株式会社取締役

平成10年6月 同社常務取締役

平成12年6月 同社常務取締役退任

増田 昭男 (ますだ あきお)

昭和7年生

昭和36年1月 株式会社増田製作所代表取締役社長

平成4年5月 社団法人日本金属プレス工業協会 (現一般社団法人日本金属プレス工業協会) 理事・相談役 (現職)

平成5年5月 社団法人東京都金属プレス工業会 (現一般社団法人東京都金属プレス工業会) 名誉会長 (現職)

平成10年4月 株式会社増田製作所代表取締役会長

平成21年6月 株式会社増田製作所取締役会長 (現職)

福田 親男 (ふくだ ちかお)

昭和17年生

昭和46年4月 弁護士登録 (現職)

昭和55年1月 湯浅・原法律特許事務所パートナー

平成3年4月 当社顧問弁護士 (現職)

平成9年4月 福田・近藤法律事務所設立 (現在に至る)

平成14年2月 日本ライセンス協会会長

平成19年10月 Licensing Executives Society International Inc., President

御子柴 隆夫 (みこしば たかお)

昭和6年生

平成6年6月 石川島播磨重工業株式会社代表取締役副社長

平成15年5月 社団法人日本鍛圧機械工業会 (現一般社団法人日本鍛圧機械工業会) 会長

平成16年6月 当社取締役 (社外取締役)

若林 寛夫（わかばやし ひろお）

昭和18年生

平成9年7月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）取締役

平成17年7月 同社取締役専務執行役員

平成19年6月 日本シイエムケイ株式会社監査役（現職）

平成20年6月 当社取締役（社外取締役）

平成24年6月 当社補欠監査役（現職）

- （注）
1. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 御子柴隆夫氏は、平成25年6月27日開催の当社第78回定時株主総会後に開催される取締役会の終了時に、任期満了により特別委員会の委員を退任する予定です。
  3. 若林寛夫氏は、当社の社外監査役ではない監査役の補欠監査役であります。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、長引く欧州債務危機の影響や新興国における景気減速懸念等、先行き不透明感を抱えつつも全般的には緩やかな回復基調を辿りました。国内経済については、震災からの復興需要など持ち直しの兆しが見え始めたことに加え、年度末にかけては円高の修正や株式相場の上昇等もあり、景気回復に期待が寄せられる状況となりました。

鍛圧機械製造業界におきましては、中国市場における需要回復が遅れていることに加え、自動車関連を中心として堅調に推移していた米州及び東南アジア向けが、年度終盤に大きく減速してきたことが影響し、当年度の受注は前年度比25.1%減の1,353億3千8百万円（社）日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

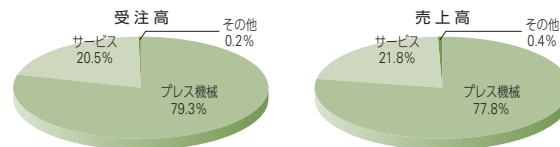
このような状況の下、当社グループは平成23年度を第1年次とする中期経営基本計画（3ヵ年計画）の下、重点施策である「顧客の創造」および「付加価値の拡大」に取り組んでまいりました。当連結会計年度は、成長市場向けを主体に販売活動を一層強化し、新規顧客との取引開拓等受注獲得に傾注したほか、アジアのローカルユーザー向けの商品開発など商品ラインナップの拡充に努めました。また、生産面では海外での受注拡大を受け、前期より取り組んできた中国・マレーシア工場の能力増強を活かしたグローバル生産体制の整備を進めるなど、市場環境変化やお客さまのニーズの多様化に合わせたモノづくりを推進しました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の受注高は米州およびアジアでの自動車関連向けの増加に加え、サービス工事受注も欧州およびアジア等で増加した結果、全体では過去最高の730億3千3百万円（前連結会計年度比25.9%増）となり、受注残高についても過去最高の514億9千9百万円（同42.0%増）となりました。売上高につきましては、米州およびアジア向け等海外納入案件が増加したほか、サービス売上も増加し、全体では578億1千2百万円（同10.7%増）となり、営業利益は増収効果および売上総利益率改善等により37億5千6百万円（同69.1%増）となりました。営業外収益では養老保険満期償還益が減少（前連結会計年度8億8千8百万円、当連結会計年度8千4百万円）しましたが、

経常利益はこれを補って40億7千3百万円（同34.8%増）となり、当期純利益は38億3百万円（同33.8%増）となりました。

## (2) 部門別の概況

区分	受注高			売上高		
	金額 百万円	前 期 比 増 減 %	構 成 比 %	金額 百万円	前 期 比 増 減 %	構 成 比 %
プレス機械	57,914	23.1	79.3	44,969	8.2	77.8
サービス	14,998	40.4	20.5	12,619	20.4	21.8
その他	120	△58.3	0.2	223	23.2	0.4
合計	73,033	25.9	100.0	57,812	10.7	100.0



## a. プレス機械

新興国向けの自動車関連の受注および売上が好調に推移し、受注高は579億1千4百万円（前連結会計年度比23.1%増）、売上高は449億6千9百万円（同8.2%増）となりました。

## b. サービス

大型の近代化（レトロフィット）工事事業等により、受注高は149億9千8百万円（前連結会計年度比40.4%増）、売上高は126億1千9百万円（同20.4%増）となりました。

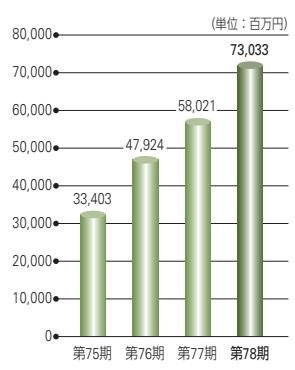
## c. その他

受注高は1億2千万円（前連結会計年度比58.3%減）、売上高は2億2千3百万円（同23.2%増）となりました。

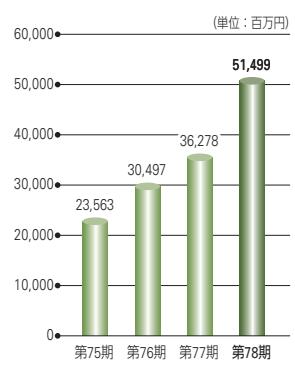
## (3) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資の総額は15億5千5百万円であり、主なものは、海外子会社の加工機追設であります。

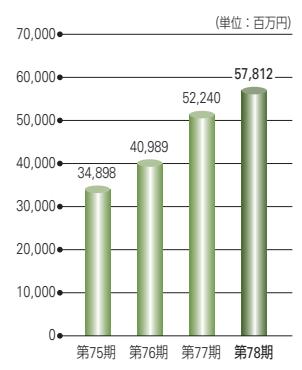
### 受注高



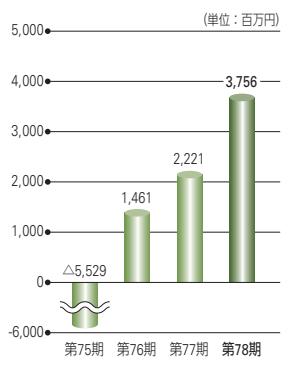
### 受注残高



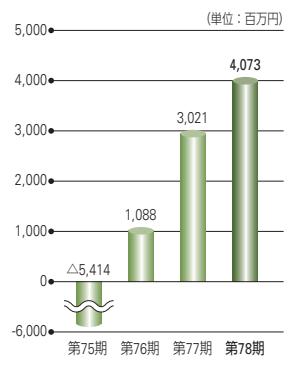
### 売上高



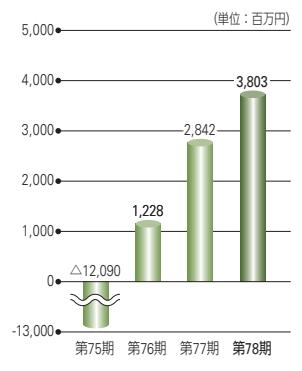
### 営業利益



### 経常利益



### 当期純利益



#### (4) 資金調達の状況

当期において、重要な借入ならびに株式および社債の発行はありませんでした。

#### (5) 対処すべき課題

円高の是正や株式相場の回復などにより、国内経済はそのマイルド面において徐々に回復しつつあり、新興国向けを中心として、自動車関連産業の設備投資は当面の間、堅調に推移すると予想されます。一方で、世界の景気動向の先行きの不透明さに加え、競合状況はさらに厳しさを増しており、今後とも当社グループを取り巻く経営環境は決して楽観することはできません。

こうした状況において、当社グループは現在の中期経営基本計画の最終年度を迎え、掲げております業績目標の売上高650億円・営業利益率8%の達成に向け、また将来に向けての成長機会を取り込むべく、諸施策を着実に実行し、さらなる事業基盤の強化や収益の確保に取り組んでまいります。

#### (6) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第75期 (21.4.1~22.3.31)	第76期 (22.4.1~23.3.31)	第77期 (23.4.1~24.3.31)	第78期 (当連結会計年度 24.4.1~25.3.31)
受 注 高 (百万円)	33,403	47,924	58,021	73,033
売 上 高 (百万円)	34,898	40,989	52,240	57,812
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	△5,529	1,461	2,221	3,756
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△5,414	1,088	3,021	4,073
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△12,090	1,228	2,842	3,803
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△189.36	19.44	46.90	62.67
純 資 産 (百万円)	45,706	45,216	47,472	52,978
総 資 産 (百万円)	63,867	67,342	71,300	82,118

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、当期純利益又は当期純損失を期中平均株式数(期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

#### (7) 主要な事業内容(平成25年3月31日現在)

当社グループは、プレス機械を主力とする鍛圧機械、これに付帯する各種自動装置、産業用ロボットおよび金型等の製造・販売ならびにサービスを主な事業としております。

#### (8) 主要な営業所および工場(平成25年3月31日現在)

##### ①当社の主要な事業所

- ・本 社 神奈川相模原市
- ・営業所

小山(栃木県小山市)	高崎(群馬県高崎市)	神奈川(神奈川相模原市)
浜松(静岡県浜松市)	中部(愛知県安城市)	大阪(大阪府門真市)
中・四国(広島県福山市)	福岡(福岡県福岡市)	

- ・工 場 相模工場、津久井工場、下九沢工場  
(神奈川相模原市)  
白山工場(石川県白山市)

##### ②子会社の主要な事業所

会社名	本社所在地	工場所在地
株式会社アクセス	石川県白山市	石川県白山市
アイダアメリカ CORP.	アメリカ オハイオ州	アメリカ オハイオ州
アイダ S.r.l.	イタリア プレシア市	イタリア プレシア市
アイダグレイター アジア PTE. LTD.	シンガポール	
アイダエンジニアリング (M) S D N . B H D .	マレーシア ジョホール州	マレーシア ジョホール州
アイダホンコンLTD.	香港	
会田工程技術有限公司	中国 上海市	
会田鍛压机床有限公司	中国 江蘇省 南通市	中国 江蘇省 南通市

**(9) 重要な子会社の状況****①重要な子会社の状況**

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主な事業内容
株式会社アクセス	50百万円	100	電子制御装置および自動装置システムの製造・販売
アイダアメリカ CORP.	42,102千米ドル	100	プレス機械の製造・販売・サービス
アイダ S . r . l .	30,000千ユーロ	100	プレス機械の製造・販売・サービス
アイダグレイターアジア P T E . L T D .	300千シンガポールドル	100	プレス機械の販売・サービス
アイダエンジニアリング(M) S D N . B H D .	64,842千リンギット	(注)100	プレス機械の製造・販売
アイダホンコンLTD.	660千香港ドル	100	プレス機械の販売・サービス
会田工程技術有限公司	168,857千人民元	(注)100	中国市場向けプレス機械の販売・サービス
会田鍛圧机床有限公司	117,842千人民元	(注)100	プレス機械の製造・販売

(注)出資比率は、子会社保有の間接保有割合を含め記載しております。

**②その他重要な企業結合の状況**

該当するものではありません。

**③企業結合の経過**

該当するものではありません。

**④企業結合の成果**

1. 連結子会社は20社であります。
2. 当年度の当社グループの企業集団の成果は「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

**(10) 従業員の状況**

(平成25年3月31日現在)

従業員数	前期末増・減 (△)
1,647名	81名

**(11) 主要な借入先**

(平成25年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
第一生命保険株式会社	500
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	500

**(12) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当するものではありません。

**(13) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当するものではありません。

**(14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当するものではありません。

**(15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況**

該当するものではありません。

**(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当するものではありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 188,149,000株  
 (2) 発行済株式の総数 79,147,321株  
 (自己株式14,840,691株を含む)  
 (3) 株主数 7,320名  
 (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
第一生命保険株式会社	4,000	6.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,967	6.17
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	3,396	5.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,994	4.66
日本生命保険相互会社	2,980	4.63
明治安田生命保険相互会社	2,516	3.91
株式会社みずほコーポレート銀行	2,179	3.39
会 田 仁 一	1,433	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,397	2.17
東京海上日動火災保険株式会社	1,104	1.72

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数(64,306,630株)を基準に算出しております。  
 2. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、株式給付信託(J-ESOP)における当社株式の再信託先です。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当するものではありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社役員に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

#### ①取締役(社外取締役を除く)の保有状況

発行決議日 (取締役会)	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類および数	行使 金額	人数	権利行使期間
平成16年1月29日 (注1)	40個	普通株式 40,000株	388円	1人	平成17年7月1日から 平成25年3月31日まで
平成17年2月10日	74個	普通株式 74,000株	563円	5人	平成18年7月1日から 平成26年3月31日まで
平成17年9月30日	49個	普通株式 49,000株	725円	6人	平成19年7月1日から 平成27年3月31日まで
平成19年9月10日 (注2)	15個	普通株式 15,000株	1円	2人	平成19年9月27日から 平成49年9月26日まで
平成20年9月8日 (注2)	25個	普通株式 25,000株	1円	4人	平成20年9月26日から 平成50年9月25日まで
平成21年9月7日 (注2)	59個	普通株式 59,000株	1円	4人	平成21年9月26日から 平成51年9月25日まで
平成22年9月7日 (注2)	55個	普通株式 55,000株	1円	4人	平成22年9月25日から 平成52年9月24日まで
平成23年9月13日 (注2)	49個	普通株式 49,000株	1円	6人	平成23年9月30日から 平成53年9月29日まで
平成24年11月13日 (注2)	62個	普通株式 62,000株	1円	6人	平成24年11月30日から 平成54年11月29日まで

- (注) 1. 当該新株予約権等の権利行使期間は平成25年3月31日で終了しております。  
 2. 当該新株予約権等は、役員退職慰労金制度にかわる制度としての株式報酬型ストックオプションを割り当てするためのものではありません。

#### ②社外取締役の保有状況

該当するものではありません。

#### ③監査役の保有状況

該当するものではありません。

### (2) 当事業年度中に当社使用人ならびに子会社の役員および使用人に交付した新株予約権等の状況

該当するものではありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当するものではありません。

#### 4. 会社員の状況

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

当社での地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	会田 仁一	最高経営責任者（CEO）、開発本部長、 アイデアアメリカCORP. 会長、 アイダS.r.l. 会長
取締役	中西 直義	副社長執行役員、事業執行責任者 （COO）、営業・サービス本部長、 アイダエンジニアリング（M）SDN. BHD. 会長、会田鍛圧机床有限公司 董事長
取締役	武井 栄二	専務執行役員、渉外業務室長
取締役	八木 隆	常務執行役員、 アイダホンコンLTD. 社長
取締役	金村 貞行	常務執行役員、 営業・サービス本部副本部長
取締役	片岡 博道	常務執行役員、 財務執行責任者（CFO）、 営業・サービス本部副本部長
取締役	山崎 猛	
取締役	大磯 公男	財団法人（現公益財団法人）心臓 血管研究所理事長
常勤監査役	松本 誠郎	
監査役	増岡 由弘	弁護士、増岡・青田法律事務所所長
監査役	金井 洋	第一生命保険（株）取締役常務執 行役員

- (注) 1. 山崎猛氏および大磯公男氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役は全員が社外監査役であります。  
 3. 社外取締役および社外監査役につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役松本誠郎氏は都市銀行において内部監査業務に従事し、又、監査役も務めた実績があり、監査役増岡由弘氏は弁護士であり、監査役金井洋氏は生命保険会社において融資・審査業務に従事した実績があり、監査役全員が財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 平成24年6月28日開催の第77回定時株主総会において、大磯公男氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。  
 6. 平成24年6月28日開催の第77回定時株主総会において、金井洋氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。  
 7. 平成24年6月28日開催の第77回定時株主総会において、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として若林寛夫氏が選任されております。  
 8. 当事業年度中に退任した役員は以下のとおりです。

退任時の当社での地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日	退任理由
取締役	若林 寛夫	日本シイエムケイ（株）社外監査役	平成24年6月28日	任期満了による退任
監査役	大磯 公男	財団法人（現公益財団法人）心臓血管研究所理事長	平成24年6月28日	任期満了による退任

##### (2) 社外役員の状況（平成25年3月31日現在）

###### ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況

- ・取締役大磯公男氏：財団法人（現公益財団法人）心臓血管研究所理事長  
当社と同財団法人の間には取引関係はありません。
- ・監査役増岡由弘氏：増岡・青田法律事務所所長  
当社と同事務所の間には取引関係はありません。
- ・監査役金井洋氏：第一生命保険（株）取締役常務執行役員  
同社は当社の大株主であり、当社は同社と保険契約を締結し、金銭借入等の取引があります。

なお、他の法人等の業務執行者としての重要な兼職には該当しませんが、下記のとおり兼務しております。

- ・監査役増岡由弘氏：学校法人明海大学常務理事、学校法人朝日大学常務理事  
当社と同学校法人の間には取引関係はありません。
- ・常勤監査役松本誠郎氏は内閣官房情報セキュリティセンターにおける「共通脅威分析及び分野横断的演習検討会」の委員でありましたが、平成25年3月29日付で退任しております。  
当社と同センターの間には取引関係はありません。

###### ②他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況

該当するものではありません。

### ③当事業年度における活動状況

当社での地位	氏名	当期の活動状況
取締役	山崎 猛	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、都市銀行の元役員としての見地より発言を適宜行いました。
取締役	大磯 公男	当事業年度において、同氏が取締役就任後に開催された取締役会10回全てに出席し、生命保険会社の元役員としての見地より発言を適宜行いました。なお、同氏が監査役の際に開催された取締役会および監査役会各2回全てに出席しております。
常勤監査役	松本 誠郎	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査役会9回全てに出席し、都市銀行の元役員としての見地より発言を適宜行いました。
監査役	増岡 由弘	当事業年度に開催された取締役会12回中10回、監査役会9回中8回出席し、弁護士、大学の経営者としての見地より発言を適宜行いました。
監査役	金井 洋	当事業年度において、同氏が監査役就任後に開催された取締役会10回中7回、監査役会7回全てに出席し、生命保険会社の役員としての見地より発言を適宜行いました。

### ④責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	対象人員	基本報酬	ストックオプション	賞与	総額
取締役（社外取締役を除く）	6名	97百万円	33百万円	66百万円	197百万円
社外取締役	3名	15百万円	－	－	15百万円
監査役（全員社外監査役）	4名	24百万円	－	－	24百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の額は、平成24年6月28日開催の当社第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分および監査役1名分を含んでおります。
2. 賞与の額は、役員賞与引当金として繰入した金額であります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役のうち5名に対して、使用人給与相当額および使用人賞与相当額として1億1千8百万円を支払っております。
4. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額3億円（使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）であります。（平成13年6月28日開催の第66回定時株主総会決議）
5. 前述の取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は年額3千5百万円であります。（平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議）
6. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額5千万円であり、（平成4年6月26日開催の第57回定時株主総会決議）

### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

#### (2) 責任限定契約の状況

該当するものではありません。

#### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	①当事業年度に係る報酬等の額	②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	40百万円	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の重要な子会社であるアイダアメリカCORP.、アイダS.r.l.、アイダグレイターアジアPTE.LTD.、アイダエンジニアリング(M) SDN.BHD.、アイダホンコンLTD.、会田工程技術有限公司、会田鍛冶机床有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### (4) 非監査業務の内容

該当するものではありません。

#### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では法定の解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任することができます。また、当社は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることができます。

#### (6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当するものではありません。

### 6. 会社の体制および方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が上記体制につき「内部統制システムの整備に関する基本方針」として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

##### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の監査を行うこととする。

当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に於じて取締役会において再発防止策を策定するものとする。

また、内部統制監査室において当行動指針の実施状況に

ついで内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告するものとする。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規程に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応するものとし、当社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、重要事項について取締役会、経営会議等において多面的に審議のうえ決定することで対応を図ることとする。

##### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会又は経営会議にて報告することとする。

また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議等により充分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行を図るものとする。

##### ⑤当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社については当社事業セグメント又はグループ会社についてそれぞれを管掌する取締役を任命し内部統制を構築する責任と権限を与えており、一方、これら取締役はその管掌分野について取締役会又は経営会議において定期的な業績報告及び内部統制の運用状況の報告

を行うこととする。

また、内部統制監査室は、子会社の管掌部門又は関連業務部門と連携して子会社の経営管理体制及び業務プロセスの妥当性、効率性の監査を行うものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。

⑦上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記⑥に定める使用人の人事異動については監査役の同意を必要とするものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受けるものとする。

また、取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告することとする。

また、取締役及び使用人は取締役会と監査役会の協議によって定められたところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行うものとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、又は報告を求めることができるものとする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとする。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な是正・改善措置を提言するものとする。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断するものとする。

**(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を

守るために必要であると考えております。(以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます)

#### ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記6.(2)③に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

当社グループはこの企業理念を具現化するために、成形システムを活用する顧客のニーズにきめ細かく対応する技術開発・商品開発に注力しております。また当社グループが保有する財産を効率よく活用するため、国内外に子会社等を適宜配置して連結収益の増大を重視した企業活動を展開することにより、企業価値・株主価値の向上を目指しております。特に、北米(米国)、欧州(イタリア)、アジア(マレーシア、中国)の海外主要市場にも生産拠点を設けてグローバル規模で販売・生産・サービス活動を積極的に行い、国内外の顧客に対して、安全で質の高い商品・サービスを適宜提供できる体制を敷いており、中長期的に成形システム分野で「トップランナー」となることを経営戦略の柱としております。

平成23年度より開始した中期経営基本計画においては、以下のスローガンを掲げております。

『「成形システムビルダとしての革新」と「グローバル企業としての持続的成長」をバランスよく実現し、社会から信頼される企業グループとして発展する』

このスローガンを実現するため、以下の重点施策を実行

しております。

1. 顧客の創造
  - ・成長市場への傾注
  - ・新機軸商品の拡充
2. 付加価値の拡大
  - ・強い商品、高収益事業への傾注
  - ・生産性の向上

これらの取組みとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の向上を目指しています。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

### ③会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月13日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、同年6月29日開催の当社定時株主総会の承認を停止条件として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如

何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）を対象とする大規模買付ルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続して採用することを決議し、平成22年6月29日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

本対応方針の詳細につきましては、平成22年5月13日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<http://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

### ④本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

- ・本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることが

あることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

- ・本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記6.(2)①記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

- ・本対応方針が会社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行

うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款に会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりませんが、該当事項はありません。

(注) 本事業報告の数値は、特にことわりのない箇所について、金額は単位未満切捨、比率は単位未満四捨五入で表示しております。

■ 連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位 百万円)			
科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>56,454</b>	<b>流動負債</b>	<b>25,290</b>
現金及び預金	18,675	買掛金	5,991
受取手形及び売掛金	16,091	電子記録債務	2,703
電子記録債権	98	一年内返済長期借入金	500
有価証券	3,700	リース債務	796
製品	2,042	未払金	1,365
仕掛品	8,566	未払法人税等	428
原材料及び貯蔵品	2,457	前受金	9,381
繰延税金資産	1,623	製品保証引当金	1,231
その他	3,270	賞与引当金	810
貸倒引当金	△ 71	役員賞与引当金	33
		受注損失引当金	257
		その他	1,790
<b>固定資産</b>	<b>25,663</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,850</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,167</b>	<b>長期借入金</b>	<b>1,000</b>
建物及び構築物	6,119	リース債務	29
機械装置及び運搬具	3,468	長期未払金	362
土地	4,851	繰延税金負債	1,947
リース資産	823	退職給付引当金	117
建設仮勘定	550	その他	392
その他	353	<b>負債合計</b>	<b>29,140</b>
		<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>842</b>	<b>株主資本</b>	<b>51,391</b>
借地権	513	資本金	7,831
ソフトウェア	76	資本剰余金	12,979
その他	251	利益剰余金	39,573
		自己株式	△ 8,992
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,654</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,485</b>
投資有価証券	4,116	その他有価証券評価差額金	1,898
保険積立金	3,216	繰延ヘッジ損益	△ 412
繰延税金資産	61	為替換算調整勘定	0
その他	1,336	<b>新株予約権</b>	<b>100</b>
貸倒引当金	△ 77	<b>純資産合計</b>	<b>52,978</b>
<b>資産合計</b>	<b>82,118</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>82,118</b>

■ 連結損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)		
科目	金額	
売上高	57,812	
売上原価	46,396	
売上総利益	11,416	
販売費及び一般管理費	7,659	
営業利益	3,756	
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	73	
為替差益	232	
養老保険満期償還益	84	
その他	103	523
営業外費用		
支払利息	58	
支払手数料	24	
租税公課	29	
その他	94	206
経常利益	4,073	
特別利益		
固定資産売却益	6	6
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	2	
ゴルフ会員権評価損	8	
減損損失	49	64
税金等調整前当期純利益	4,015	
法人税、住民税及び事業税	560	
法人税等調整額	△ 348	211
少数株主損益調整前当期純利益	3,803	
当期純利益	3,803	

■ 連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	7,831	12,978	36,666	△ 9,114	48,360
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 896		△ 896
当期純利益			3,803		3,803
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		0		123	124
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	2,907	122	3,030
平成25年3月31日残高	7,831	12,979	39,573	△ 8,992	51,391

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成24年4月1日残高	1,570	19	△ 2,546	△ 955	66	47,472
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				—		△ 896
当期純利益				—		3,803
自己株式の取得				—		△ 0
自己株式の処分				—		124
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	327	△ 432	2,546	2,441	33	2,475
連結会計年度中の変動額合計	327	△ 432	2,546	2,441	33	5,505
平成25年3月31日残高	1,898	△ 412	0	1,485	100	52,978

■ 貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

		(単位 百万円)	
科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>32,160</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,581</b>
現金及び預金	4,521	買掛金	4,168
受取手形	1,601	電子記録債務	2,703
電子記録債権	98	一年内返済長期借入金	500
売掛金	13,962	リース債務	789
有価証券	3,700	未払金	1,059
製品	305	未払費用	305
仕掛品	4,036	未払法人税等	174
原材料及び貯蔵品	398	前受金	2,979
前渡金	120	預り金	107
前払費用	166	製品保証引当金	765
繰延税金資産	1,371	賞与引当金	534
未収入金	1,169	役員賞与引当金	33
立替金	674	受注損失引当金	95
その他	34	その他	364
貸倒引当金	△ 0	<b>固定負債</b>	<b>3,112</b>
		長期借入金	1,000
		リース債務	13
<b>固定資産</b>	<b>27,083</b>	長期未払金	346
<b>有形固定資産</b>	<b>10,595</b>	繰延税金負債	1,628
建物	3,693	その他	123
構築物	44	<b>負債合計</b>	<b>17,694</b>
機械及び装置	1,154	<b>純資産の部</b>	
車輛運搬具	22	<b>株主資本</b>	<b>39,804</b>
工具器具及び備品	166	資本金	7,831
土地	4,575	資本剰余金	12,989
リース資産	802	資本準備金	12,425
建設仮勘定	137	その他資本剰余金	564
<b>無形固定資産</b>	<b>299</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>27,975</b>
ソフトウェア	48	利益準備金	1,957
その他	251	その他利益剰余金	26,018
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,188</b>	配当準備積立金	1,370
投資有価証券	4,092	研究開発積立金	5,400
関係会社株式	7,800	為替変動積立金	2,000
長期貸付金	50	株式消却積立金	6,000
従業員長期貸付金	7	買換資産圧縮積立金	1,020
破産・更生債権等	1	別途積立金	6,710
長期前払費用	12	繰越利益剰余金	3,517
保険積立金	3,206	<b>自己株式</b>	<b>△ 8,992</b>
差入保証金	813	評価・換算差額等	1,644
その他	280	その他有価証券評価差額金	1,888
貸倒引当金	△ 76	<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△ 243</b>
<b>資産合計</b>	<b>59,244</b>	<b>新株予約権</b>	<b>100</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>41,549</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>59,244</b>

■ 損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

		(単位 百万円)	
科目	金額	科目	金額
売上高	38,593		
売上原価	32,173		
売上総利益	6,419		
販売費及び一般管理費	4,568		
<b>営業利益</b>	<b>1,851</b>		
<b>営業外収益</b>			
受取利息	1		
有価証券利息	3		
受取配当金	73		
固定資産賃貸料	120		
為替差益	96		
養老保険満期償還益	84		
その他	71		449
<b>営業外費用</b>			
支払利息	38		
固定資産賃貸費用	118		
支払手数料	24		
租税公課	29		
その他	44		255
<b>経常利益</b>	<b>2,045</b>		
<b>特別利益</b>			
固定資産売却益	10		10
<b>特別損失</b>			
固定資産売却損	3		
固定資産除却損	2		
ゴルフ会員権評価損	8		14
<b>税引前当期純利益</b>	<b>2,040</b>		
法人税、住民税及び事業税	164		
法人税等調整額	△ 333		△ 168
<b>当期純利益</b>	<b>2,209</b>		

■ 株主資本等変動計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						配当準備 積立金	研究開発 積立金	為替変動 積立金	株式消却 積立金	買換資産 圧縮積立金
平成24年4月1日残高	7,831	12,425	563	12,988	1,957	1,370	5,400	2,000	6,000	1,031
当期の変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩										△ 10
剰余金の配当										
当期純利益										
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	—	—	—	△ 10
平成25年3月31日残高	7,831	12,425	564	12,989	1,957	1,370	5,400	2,000	6,000	1,020

	株主資本					評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計							
	別途積立金	繰越利益 剰余金								
平成24年4月1日残高	6,710	2,193	26,663	△ 9,114	38,368	1,565	17	1,582	66	40,017
当期の変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩		10	—		—					—
剰余金の配当		△ 896	△ 896		△ 896					△ 896
当期純利益		2,209	2,209		2,209					2,209
自己株式の取得			—	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分			—	123	124					124
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—		—	322	△ 261	61	33	95
事業年度中の変動額合計	—	1,323	1,312	122	1,436	322	△ 261	61	33	1,531
平成25年3月31日残高	6,710	3,517	27,975	△ 8,992	39,804	1,888	△ 243	1,644	100	41,549

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

アイダエンジニアリング株式会社  
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

アイダエンジニアリング株式会社  
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 元 清 二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 崎 隆 浩	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及び附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、又は往査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月14日

アイダエンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松本 誠 郎 ㊟  
 監査役（社外監査役） 増岡 由 弘 ㊟  
 監査役（社外監査役） 金井 洋 ㊟

現在の中期経営基本計画（平成23年度～平成25年度）の達成に向け、平成25年3月期は重点施策として掲げた以下の取組などを行ってまいりました。

## 1. 顧客の創造①

### ■非日系のユーザー開拓

当社は、これまで自動車関連産業を中心に国内外とも幅広いユーザーへ商品・サービスを提供してまいりましたが、さらなる顧客層の拡大をすすめ、平成25年3月期においては、世界有数の高級車メーカーであるジャガー・ランドローバー社より英国拠点向けの大型サーボタンデムラインを受注しました。また、仏ヴァレオ社、加マグナ社、独ZF社など、グローバルに展開する世界トップクラスの自動車部品メーカーからも新たに複数の注文をいただいております。さらに古いプレス機に手を加えることで生産効率などを向上させる「近代化」という攻めのサービス事業において、ロシアの有力自動車メーカーから大口の契約を得ました。

これらは、当社が持つ安定的な財務基盤はもとより、各国の規格やお客さまが必要とする仕様に応えられる高い技術力と品質などが信頼され、評価された結果であると考えております。

### ■欧州におけるブランド力向上

平成24年10月、世界最大級の機械見本市 EuroBLECH 2012がドイツ・ハノーバーで開催されましたが、当社はこれにサーボプレス3機種計5台を出展しました。

ご来場された方より多くのお問い合わせをいただくなど、アイダの技術力や先進性をアピールすることができ、欧州市場における企業ブランドの向上に繋がりました。



## 2. 顧客の創造②：成長するアジア市場向け商品の拡充

高い経済成長が続く中国・アジア市場においては、自動車や家電などの分野でプレス加工ニーズが高まっております。当社では、プレス機の基本機能は維持しつつ、仕様を徹底的に見直しコストセーブを図った現地市場向け商品を開発し、現地の拠点から製造・販売する体制を構築しております。



東南アジアのエアコン市場向け高速精密プレスをリニューアル：マレーシア拠点にて生産



中国ローカルユーザーをターゲットにトランスファープレス（CTN-5000）を販売開始

## 3. 付加価値の拡大①：機軸商品拡充

### ■大型サーボトランスファープレスの開発

#### 日刊工業新聞社十大新製品賞受賞

自動車分野では、車体の軽量化・強度向上のニーズに対し、高張力鋼板（ハイテン材）の使用が増えておりますが、このプレス加工においては成形の難易度が増し、不良が起りやすく生産性を落とす要因となっております。

これに対処すべく、当社では、プレス機1台で多工程の加工ができるサーボモーター駆動の大型トランスファープレスシステムを開発、プレスの複雑な動きに合わせて、製品を次工程に送る搬送装置を同期化させることに世界で初めて成功し、加工が難しい素材の成形や複雑な形状の加工でも高い製品精度を実現しつつ、生産性も最大限高めることを可能としました。

このたび、同製品が名誉ある第55回日刊工業新聞社「2012年十大新製品賞」を受賞し、当社の技術力の高さを証明することができました。

自動車の骨格部品などを製造する大手部品メーカーを中心に、今後さらなる拡販を図ってまいります。



#### 4. 付加価値の拡大②：グローバル生産体制の確立と海外生産割合の向上

##### ■海外生産設備の拡充：中国、マレーシア、イタリア

もともと、当社の国内外の生産比率は、概ね国内70%：海外30%でしたが、いまやプレス需要の多くは海外市場であり、当社グループが世界5カ国に展開する生産拠点を有効活用した最適地生産体制を構築すべく、海外生産工場有能力増強に取り組んでおります。

中国：新工場を設立し、平成24年秋に開所式。従来より約7割広い1.35万平米に拡張。



マレーシア：工場の増築を実施し、従来より約5割広い2.1万平米に拡張。



さらにイタリアの工場も拡張中であり、平成25年中の完成を予定しております。



## 株主総会会場のご案内

会場 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号  
当社 本社会議室  
電話 042-772-5231 (代表)



### 最寄駅から株主総会会場までのご案内

- ・ JR横浜線・JR相模線・京王相模原線  
橋本駅南口下車徒歩約15分、タクシーにて約5分
- ・ 当日、橋本駅南口より当社送迎バスを運行いたします。  
出発時刻…9:50および10:10(会場まで約5分)
- ・ 株主総会終了後に橋本駅南口までの当社送迎バスを適時運行いたします。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

